

資料2 てんかん関連疾患の難病重症度評価

てんかんを有する難病（てんかん関連疾患）の新たな重症度評価案

重症度評価案

てんかん疾患の場合の重症度（以下のいずれかに該当）

- ・発作症状の2か3に該当し、能力障害評価 1～5 のいずれかを満たす
- ・発作症状の1に該当し、能力障害評価 2～5 のいずれかを満たす
- ・発作は消失しているが、能力障害評価 3～5 のいずれかを満たす

発作症状

- 0 発作は消失している
- 1 イ、口の発作が月に1回未満、または八、二の発作が年に2回未満である（3級程度）
- 2 イ、口の発作が月に1回以上、または八、二の発作が年に2回以上ある（2級程度）
- 3 八、二の発作が月に1回以上ある（1級程度）

てんかん発作のタイプ

- イ.意識障害はないが、随意運動が失われる発作
- ロ.意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ.意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ.意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

（出典：精神保健福祉手帳診断基準における「G40 てんかん」の障害等級判定区分）

修正能力障害評価（提案）

- 0 全く症候がない
- 1 症候はあっても明らかな障害はない：日常生活および社会生活は普通に出来る
- 2 軽度の障害：日常生活または社会生活に一定の制限を受ける
- 3 中等度の障害：日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、時に応じて介助・支援を必要とする
- 4 中等度から重度の障害：日常生活または社会生活に著しい制限を受けており、常時介助・支援を要する
- 5 重度の障害：身の回りのことはほとんど出来ない

（障害者総合支援法における「精神症状・能力障害二軸評価」(2)能力障害評価とmRSと能力障害評価を統合したもの）